



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 11 月 11 日 (木曜日) 第 254 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	頁
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2 件) …… (“) 3	
○県営住宅の設置等の一部改正…………… (建築住宅課) 3	

公 告

○地域森林計画の案の縦覧…………… (森林経営課) 4	
○地域森林計画の変更の案の縦覧…………… (“) 4	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 4	
○大規模小売店舗の変更に関する届出 (3 件) … (“) 5	
○農地を利用する権利の設定に関する裁定…………… (農業担い手対策課) 6	
○建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 7	
○公共測量の終了の通知…………… (“) 7	
○入札公告 (2 件) …………… 7	
○落札者等の公告…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 879号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201587	ショートステイとまり木	都城市松元町11-13	合同会社ゼロワン	都城市松元町11-13	令和 3 年 11 月 1 日	短期入所

宮崎県告示第 880号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村 (次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東臼杵郡椎葉村 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 都城市・東臼杵郡椎葉村 (以上一市一村については次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
東臼杵郡椎葉村 (次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 三(一) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宮崎市

・都城市（以上二市については次の図に示す部分に限る。）
 (二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 (三) 変更後の指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 881号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 3 年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和 3 年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 570番21地先から同郡同村同大字同字 570番21地先まで	旧	32.8～34.3	21.0
				新	32.8～49.0	21.0

宮崎県告示第 882号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 3 年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和 3 年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波帰 549番6地先から同郡同町同大字同字 549	旧	7.7～8.7	25.6
				新	8.2～10.4	25.6

			番6地先まで			
--	--	--	--------	--	--	--

宮崎県告示第 883号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 なお、関係図面は、令和 3 年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和 3 年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
108	県道	財部庄内安久線	都城市横市町6631番1地先から同市同町6631番1地先まで	旧	22.4～23.0	10.1
				新	26.2～30.3	10.1

宮崎県告示第 884号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、令和 3 年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和 3 年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 570番21地先から同郡同村同大字同字 570番21地先まで	令和 3 年11月11日

宮崎県告示第 885号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、令和 3 年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
 令和 3 年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波埴 549番6地先から同郡同町同大字同字 549番6地先まで	令和3年11月11日

宮崎県告示第 886号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字向山字大久保1390番2地先から同郡同町同大字同字1232番3地先まで	令和3年11月11日

宮崎県告示第 887号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月11日

宮崎県告示第 889号

県営住宅の設置等（平成17年宮崎県告示第 465号）の一部を次のように改正する。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
名 称	位 置	名 称	位 置
[略]		[略]	
県営生目台北団地	[略]	県営生目台北団地	[略]

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木 570番21地先から同郡同村同大字同字 570番21地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年11月26日

宮崎県告示第 888号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年11月11日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字波埴 549番6地先から同郡同町同大字同字 549番6地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年11月26日

県営横小路団地	宮崎市清武町木原5331番地1		
[略]		[略]	
県営年見団地	[略]	県営年見団地	[略]
県営南畑団地	都城市郡元町3244番地8		
[略]		[略]	

公 告

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 1 項の規定により、地域森林計画をたてたいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名称
一ツ瀬川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県児湯農林振興局
- 3 縦覧期間
令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 12 月 7 日まで

森林法（昭和26年法律第 249号）第 5 条第 5 項の規定により、地域森林計画を変更したいので、当該地域森林計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、宮崎県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 森林計画区の名称
大淀川森林計画区、五ヶ瀬川森林計画区、広渡川森林計画区、耳川森林計画区
- 2 縦覧場所
宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸農林振興局、宮崎県西諸農林振興局、宮崎県南那珂農林振興局
- 3 縦覧期間
令和 3 年 11 月 12 日から令和 3 年 12 月 7 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス小林細野店
小林市細野字池ノ原1945番 1、1945番 2、1945番 3、2000番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法

人にあつては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号第一福岡ビル S 館 4 階

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 6 月 30 日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,414㎡

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

建物東側 55台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南東側 10台 (駐輪場No.1)

建物東側 5台 (駐輪場No.2)

合計 15台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北東側 27㎡

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内北東側 9.5㎡

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 10 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北東側及び南東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

- 8 届出年月日

令和 3 年 10 月 29 日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

- (2) 期間

令和 3 年 11 月 11 日から令和 4 年 3 月 11 日まで

- 10 意見書の提出先及び期間

- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

- (2) 期間

令和 3 年 11 月 11 日から令和 4 年 3 月 11 日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠
東京都千代田区神田練塀町 3 番地

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正
山口県山口市佐山 717 番地 1

青山商事株式会社 代表取締役 青山理
広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

コネクシオ株式会社 代表取締役 井上裕雄
東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏
静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基
宮崎市橋通東五丁目 6 番 7 号

株式会社マックハウス 代表取締役 北原久巳
東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号

株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目 16 番 1 号

(変更後) 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵

愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 11 号

株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正
山口県山口市佐山 10717 番地 1

青山商事株式会社 代表取締役 青山理

広島県福山市王子町一丁目 3 番 5 号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二
広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

コネクシオ株式会社 代表取締役 直田宏
東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号

株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤昌宏
静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基
宮崎市橋通東五丁目 6 番 7 号

株式会社マックハウス 代表取締役 坂下和志
東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号

株式会社ユニットコム 代表取締役 端田泰三
大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目 16 番 1 号

4 変更の年月日

令和 2 年 7 月 17 日 (株式会社ユニクロ)

令和 3 年 6 月 23 日 (コネクシオ株式会社)

令和 3 年 5 月 19 日 (株式会社マックハウス)

5 変更する理由

小売業者の住所及び代表者変更のため

6 届出年月日

令和 3 年 11 月 1 日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 3 年 11 月 11 日から令和 4 年 3 月 11 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和 3 年 11 月 11 日から令和 4 年 3 月 11 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和 3 年 11 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カンナガーデン

延岡市愛宕町三丁目 4588 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1番地1</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 (変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階</p> <p>4 変更の年月日 平成30年8月24日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和3年11月1日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和3年11月11日から令和4年3月11日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和3年11月11日から令和4年3月11日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 令和3年11月11日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 延岡市塩浜町ドン・キホーテ 延岡市塩浜町一丁目1532番地1</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬明弘 東京都港区港南一丁目2番70号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 大原孝治</p>	<p>東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 (変更後) 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号</p> <p>4 変更の年月日 令和元年9月25日</p> <p>5 変更する理由 小売業者の代表者変更のため</p> <p>6 届出年月日 令和3年11月1日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和3年11月11日から令和4年3月11日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 令和3年11月11日から令和4年3月11日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。 令和3年11月11日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 農地の所在等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在及び地番</th> <th>地目</th> <th>面積（㎡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えびの市大字上江字益田1613番5</td> <td>田</td> <td>3,821</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用権の内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>始期</th> <th>存続期間</th> <th>借賃に相当する補償金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借権</td> <td>令和4年1月1日</td> <td>5年 (令和8年12月31日まで)</td> <td>38,210円 (10,000円/10a)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益社団法人宮崎県農業振興公社 理事長 亀澤保彦 宮崎市恒久1丁目7番地14</p> <p>4 農地の所有者等の情報 平成31年4月8日に登記主義人が死亡した後、所有者が確知できない状態となっている。</p> <p>5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに宮崎地方法務局に補償金を供託する。</p> <p>6 補償金の還付について 農地の所有者等は、宮崎地方法務局において、補償金の還付を</p>	所在及び地番	地目	面積（㎡）	えびの市大字上江字益田1613番5	田	3,821	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	賃借権	令和4年1月1日	5年 (令和8年12月31日まで)	38,210円 (10,000円/10a)
所在及び地番	地目	面積（㎡）													
えびの市大字上江字益田1613番5	田	3,821													
内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額												
賃借権	令和4年1月1日	5年 (令和8年12月31日まで)	38,210円 (10,000円/10a)												

受けることができる。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第3項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

令和3年10月29日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

小野建設株式会社

宮崎県日南市大字酒谷乙6098番地

宮崎県知事許可（特-02）第 549号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

小野 公稔

4 処分の内容

令和3年11月12日から令和4年11月11日までの1年間、土木工事業及び舗装工事業に係る営業のうち、公共工事であるもの。

（注1）「土木工事業及び舗装工事業に係る営業」とは、発注者から土木一式工事及び舗装工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第 117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

小野建設株式会社の元代表取締役は、令和3年2月9日及び同年3月3日に公契約関係競売等妨害罪、同年3月25日に談合罪で起訴され、同年9月24日、宮崎地方裁判所において懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三股町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

2 作業地域

三股町全域

3 作業終了日

令和3年3月31日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 タブレット（モバイル）端末等一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和4年2月28日

(4) 契約期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60月）

(5) 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年12月17日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

宮崎市橋通東1丁目9番10号

郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601

(2) 期間 令和3年11月11日（木）から令和3年12月22日（水）

まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
 (2) 期間 令和3年11月11日（木）から令和3年12月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
 (2) 提出期限 令和3年12月22日（水） 午後5時
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- 7 開札の場所及び日時
 (1) 場所 宮崎県庁 7号館 732号室
 (2) 日時 令和3年12月23日（木）午後2時
- 8 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
 (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers and peripheral equipment for classroom : 1 unit
 (2) Time limit for tender: 5:00 p.m., 22 December, 2021
 (3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ及び周辺機器一式
 (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 (3) 納入期限 令和4年2月28日
 (4) 契約期間 令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60月）
 (5) 納入場所 仕様書による。
 (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記

載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年12月24日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
 宮崎市橋通東1丁目9番10号
 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601
 (2) 期間 令和3年11月11日（木）から令和4年1月12日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
 (2) 期間 令和3年11月11日（木）から令和4年1月12日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除くものとし、午前9時から午後5時まで）

- 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
 - (2) 提出期限 令和4年1月12日(水) 午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 7 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁7号館 732号室
 - (2) 日時 令和4年1月13日(木) 午後2時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the service required: Personal computers and peripheral equipment for classroom: 1 unit
 - (2) Time limit for tender: 5:00 p.m, 12 January, 2022
 - (3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年11月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレットPC 707台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク 宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額
41,840,260円
- 6 随意契約によつた理由
地方自治法施行令(昭和23年政令第16号)第167条の2第1項第8号

--	--